

乳児等通園支援事業者の認可・確認に係る意見聴取について

1 趣旨

令和6年6月改正の児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の15第2項において、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が市町村の認可事業となり、認可に際しては、法34条の15第4項の規定において、市町村児童福祉審議会（設置の無い場合は地方版子ども・子育て会議）において意見を聴くこととされています。

このことから、認可申請のあった1事業者について、本会議の審議に付すものです。

2 乳児等通園支援事業とは

いわゆる「こども誰でも通園制度」の正式名称です。

すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、就労要件を問わず時間単位で、保育施設等を柔軟に利用できる新たな通園制度です。

これまで、「保育の必要性のある家庭」だけが利用できた保育施設等を、誰もが利用できる環境を整えることで、同年代の子どもとの集団生活や遊びなど、家庭だけでは得られない体験を通じ、心身の健やかな成長を促すこと、孤立しがちな家庭も保育施設等と繋がり、気軽に育児相談などができ、精神的な支えとなることなどが期待されています。

●制度概要

項目	内容	備考
対象者	生後6か月～満3歳未満の未就園児	保育が必要な理由は不要
利用可能枠	10時間／月	未利用枠の翌月繰越しは不可
利用料	300円程度／1時間	事業者が設定
利用施設	市の認可を受けた保育施設等	幼稚園、認定こども園、保育所等
申請方法	オンライン	ポータルサイトでアカウント発行
利用方法	ポータルサイトで予約・利用	初回は事業者と面談が必要

3 市こども計画と令和8年度の制度利用状況

(1) 市こども計画における量の見込みと確保の方策（人/月）

	R 8	R 9	R 10	R 11
量の見込み	23	23	23	22
確保の方策	27	27	27	27

(2) 小笠北認定こども園における利用状況（人）

	4月	5月	6月	7月
認定者数（累計）	11	15	23	24
利用人数（のべ）	10	13	19	19

○小笠北認定こども園での利用人数が、市の量の見込みを上回った月はないものの、今年度7月時点での認定者数が量の見込みを上回っていることから、今後、利用希望がさらに増えることが見込まれる。また、利用者の利便性の視点から、民間園でも実施し、選択肢を広げる必要がある。

4 新規実施施設

●認定こども園西方こども園

項目	内容
事業所の名称	認定こども園西方こども園
事業所の所在地	菊川市西方 1477-1
区分	余裕活用型乳児等通園支援事業
事業の開始予定年月日	令和8年10月1日

○現在、認可・確認のための審査中ですが、記載の施設について乳児等通園支援事業を行うための要件に適合している見込みとなっており、認可・確認の決定は意見聴取後となります。